

ドミニカ共和国政府による新型コロナウイルスにかかる新たな規制措置について（2）

在ドミニカ共和国日本国大使館

3月17日、メディーナ大統領は新型コロナウイルスにかかる新たな規制措置を発表しました。今回発表された主な措置は次のとおりです。

【感染予防対策】

○18日に国家非常事態宣言を国会に提出し、早急の承認を要請する。

○19日午前6時から15日間、全ての陸・海・空路の国境を閉鎖する。当地に滞在する外国人の本国帰国のための航空便（Aviones Ferry）の離着陸及び国民への物資供給にかかる貨物便（航空・船舶）の入国は許可する。

○大学を含む全ての教育機関を4月13日まで休校とする。なお、公共教育機関における学校給食は継続する。

○今後15日間、以下の活動を禁止する。

- （1）文化・芸術・スポーツ活動等を含む不特定多数が集まる全ての国内・国際イベント・行事
- （2）テイクアウトと宅配サービスを除くレストランでの食事
- （3）露天市場やハイチ国境における二国間市場
- （4）選挙活動、政府関連式典

○小規模販売店、生鮮・加工食品店、スーパーマーケット、薬局、ガソリンスタンド、公共・民間の病院及び医療検査機関の営業は許可するが、それ以外の商業施設は閉鎖される。その他の生活上極めて重要な企業活動については、大統領府ハイレベル委員会に連絡し、対策を協議する。

○全ての行政機関において、60歳以上の公務員、糖尿病、高血圧、心疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患を有する公務員は自宅待機措置とする。その他一般の公務員については、幹部職員を除き、50%の体制で交替制勤務とする。

○その他の全ての生産セクターに対し、少なくとも15日間、可能な範囲でテレワークを要請する。仮にテレワークが不可能な場合、フレックス労働制度の導入、交代制等により雇用者の出勤を最小限に抑制するよう求める。

○国家警察、厚生省他関係機関は、今般の措置の履行状況を注視する。また、今後15日間に更に必要な措

置があれば大統領府ハイレベル委員会から発表する。

【保健衛生分野】

○2月26日に公布した大統領令（87-20）を通じて、新型コロナウイルスの予防に必要な設備・製品（薬品、ウイルス検査試剤等）の緊急購入を実施。

○新型コロナウイルスへの感染者及び感染疑いのある患者のみ受け入れる二つの病院を開設（具体的な言及なし）。

○国内に15に上るヘルスポスト（場所を含め具体的な言及なし）で隔離措置が実施できるよう許可。更により多くの医療機関で隔離措置が行えるよう現在調整中。民間医療機関についても、厚生省との調整の下で隔離措置スペースが確保できるよう許可。

○これまでは、厚生省管轄医療検査機関1カ所でしか新型コロナウイルスのPCR検査が認められていなかったが、民間の医療検査機関（注：現在、「Referencia」及び「Amadita」にて検査可能）においても、厚生省の指示の下でのPCR検査を許可。

○医療機関・診療所において、外来の抑制を実施。

○医療機関・診療所の医師、看護師等の医療関係者は、厚生省が定める規則に則り、新型コロナウイルスの症例を報告する義務を負う。

○保健・労災管理機関、労働省及び全ての健康リスク管理機関は、大統領府ハイレベル委員会の新型コロナウイルス感染の予防に係る全てのイニシアティブを支持する旨合意。

○国民への薬剤・関連製品の供給が適正な価格で行われるように、同製品の生産・輸入を支援するための製薬業の救済措置を講じるよう財務省に命じた。

なお、今回の新たな措置に関する詳細な内容（スペイン語のみ）は以下のリンクから確認できます。

○<https://presidencia.gob.do/noticias/danilo-medina-solicitara-declaratoria-emergencia-nacional-dispone-cierre-fronteras-y>

○<https://twitter.com/PresidenciaRD>